

中学校音楽科，高等学校芸術科（音楽） の指導における I C T の活用について

新学習指導要領とICTの効果的な活用

音楽科においては、これまでも視聴覚機器等が積極的に活用されてきた。これは、演奏が終了すると事実上、音響として存在しなくなる音や音楽を学習の対象とする教科の特性から考えれば必然であろう。「歌唱」や「器楽」で演奏した音楽を再現したり、「創作」で楽譜として表した音楽を実際の音で表したり、「鑑賞」で気になったところや聴き逃したところを聴き返したりする場面等で、視聴覚機器等の活用が有効である。

今回の改訂では、ICTの活用に関わって、「生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。」と示している。このように、今回の改訂では、活用の目的について明記している。

例えば、コンピュータのソフトウェアなどを活用し、音楽を聴くことと楽譜を見ることとを同時にできるようにしたり、自分の出した声の音高や声量をコンピュータ等の画面上の図形等の変化によって捉えられるようにしたりすることによって、聴覚のみでなく、複数の感覚を関連付けて音楽を捉えていくことができるようにすることなどが考えられる。このようなICTの活用によって、曲想と音楽の構造との関わりについての理解や表したい音楽表現についての思いや意図をもつことを促したり、自分の歌声がどのように表現されているのかを客観的に捉え、技能面の課題に対する気づきを促したりすることが期待できる。

このように、指導に当たっては、ICTを音楽科における資質・能力の育成に効果的に活用できるよう工夫することが大切である。

新学習指導要領とICTの効果的な活用

音楽においては、これまでも視聴覚機器等が積極的に活用されてきた。これは、演奏が終了すると事実上、音響として存在しなくなる音や音楽を学習の対象とする教科の特性から考えれば必然であろう。演奏した音楽を再現したり演奏場面を見返したりする場面等で、楽譜として表した音楽を実際の音で表す場面等で、気になったところや聴き逃したところを聴き返す場面等で、これらの機器の活用が不可欠である。

今回の改訂では、ICTの活用に関わって、「コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。」と示し、多様で効果的な活用によって、生徒の学習を深められるよう配慮することを求めている。

高等学校では、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く（音楽Ⅰ）、深く（音楽Ⅱ）関わる、そして多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる（音楽Ⅲ）資質・能力の育成を目指している。コンピュータや情報通信ネットワークは、高等学校卒業後の生徒にとって、主体的に音や音楽、音楽文化と関わっていくための重要なツールとなる。したがって、これらのツールのどのような活用によって、自分の音楽表現を楽しんだり高めたりできるのか、他者と共に音楽活動が楽しめるのか、多様な音楽、音楽文化に触れ、親しんでいけるのか等を、音楽の授業を通して体験的に学ぶことが大切になる。

指導に当たっては、中学校音楽科で述べた「様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深め」ることを踏まえつつ、ICTを教師が活用することに留まらず、生徒も十分活用できるよう工夫することが大切である。

中学校 音楽

中学校音楽科 A表現 (3) 創作

音楽の特徴を捉え、学習の見通しをもつ場面



つくっている途中の作品から課題を見だし、その解決策について考えることによって、自分の作品を見返す視点や修正の方向性について見通しをもつ。

中学校 音楽

中学校音楽科 A表現 (3) 創作

知識や技能を得たり生かしたりしながら音楽表現を創意工夫する場面



個人で音をつなげたり重ねたりしながら音楽をつくる。

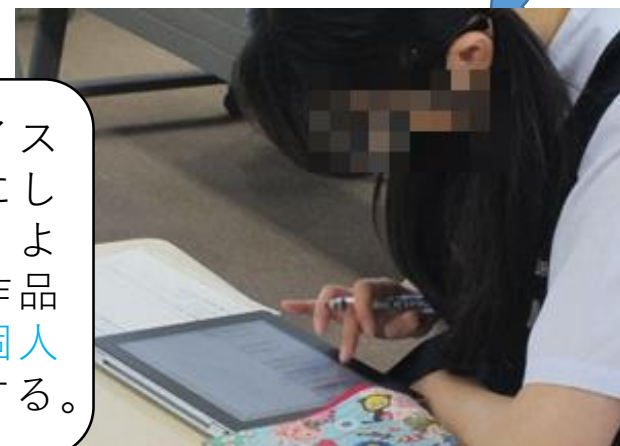


つくった音楽をグループで発表し合い、互いに感想やアドバイスを伝え合う。

アイディアをペアで共有しながら創意工夫する。



アドバイスを参考にしながら、よりよい作品に再び個人で修正する。



中学校 音楽

中学校音楽科 A表現 (3) 創作

知識や技能を得たり生かしたりしながら音楽表現を創意工夫する場面

生活や社会の中の音や音楽，音楽文化との関わりを豊かにしていく場面



様々な音の重なり方を試しながら，創作表現を創意工夫する。

「自分のスマートフォンに同じアプリが入っていたので，家に帰ってから，音楽をつくってみました。」

中学校音楽科、高等学校芸術科(音楽)の指導におけるICTの活用例

中学校 音楽

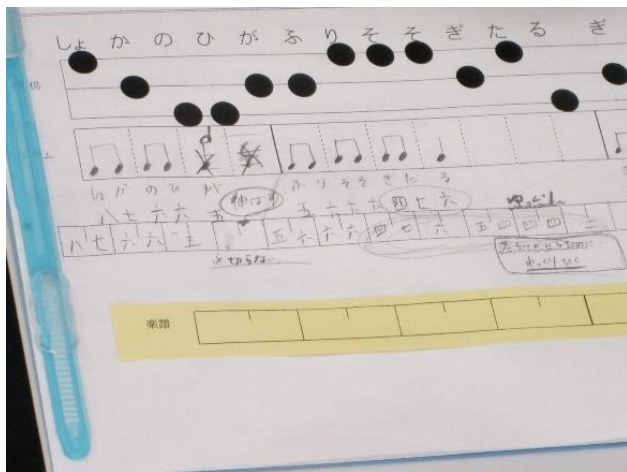
高等学校芸術科（音楽）

知識や技能を得たり生かしたりしながら音楽表現を創意工夫する場面

A 表現（創作）

教師：どんな
音楽ができた
かな？

生徒：一応つくって
みたんだけど、うま
く弾けなくて...



一人一台に
なったら...

作った音楽を
P Cが再生して
くれる



中学校音楽科、高等学校芸術科(音楽)の指導におけるICTの活用例

中学校 音楽

高等学校芸術科（音楽）

知識を得たり生かしたりしながら
音楽のよさや美しさを見いだす場面

B鑑賞

グループで1台
のタブレットを
使い、ヘッド
フォンで聴いて
いる。



一人一台に
なったら...

自分が聴きた
いところを何
度でも聴ける

知識や技能を得たり生かしたりしながら
音楽表現を創意工夫する場面

A表現（器楽）

録画コーナーで、教
師のタブレットで演
奏を録画してもらい、
自分たちの演奏を確
認する。



一人一台に
なったら...

自分のタイミ
ングでいつで
もできる

中学校音楽科、高等学校芸術科(音楽)の指導におけるICTの活用例

中学校 音楽

高等学校芸術科 (音楽)

一人一台になったら...

音楽の特徴を捉え、学習の見通しをもつ場面

知識や技能を得たり生かしたりしながら音楽表現を創意工夫する場面



A 表現 (歌唱／器楽)

自分が出した音
が見える。

修正の方向や習
得の過程が自分
で把握できる。

参 考 資 料

これからの社会を生きる全ての子供たちに求められる 資質・能力の育成における芸術教育の意義とICTの活用

人格の完成を目指す豊かな感性や創造性の涵養と Society5.0時代に向けた社会の創造

・これからの社会に必要な資質・能力の育成

- ・「豊かな感性や想像力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となるものであり、芸術系教科等における学習……を充実させていくこと」(H28年12月21日中教審答申)
- ・「次代を切り拓く子供たちには、……教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、……対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要」(H31年4月17日中教審諮問)
- ・「教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性」,「実体験を通じて醸成される豊かな感性や、多くのアイデアを生み出す思考の流暢性、感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる創造力、苦心してモノを作る上げる力……が重要」(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する……児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方」(H31年4月17日中教審諮問)

・心豊かな社会を形成する我が国の文化芸術活動の一層の充実

- ・文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの、また、世界の平和に寄与するなどの本質的及び社会的・経済的価値を有している。(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させる観点からは、博物館や美術館、劇場等との連携を積極的に図っていくことも重要」(H28年12月21日中教審答申)

全ての子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す 芸術系教科等の新しい学習指導要領

・豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる 資質・能力の育成

児童生徒一人一人の表現及び鑑賞の学習活動のプロセスを一層重視し、芸術系教科等の見方・考え方を働かせ、三つの柱(「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」)で整理された資質・能力の育成とともに、豊かな感性や、新しい意味や価値をつくりだす創造性を育む学びを展開する。

育成すべき資質・能力を三つの柱で示すとともに、表現及び鑑賞に共通に働く資質・能力である〔共通事項〕を位置付け、芸術教育の本質に向かうための、芸術系教科等の特質に応じた物事の見方や考え方を働かせ、それぞれの資質・能力が総合的に働くよう目標や内容を整理。

・芸術系教科等におけるICT活用のポイント

- 表現及び鑑賞の活動を通して、感性や創造性を豊かにし、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育むことを目指す授業改善の手段として、ICTを積極的・効果的に活用することが重要。
- 実際に見る、聴く、触れるなどの身体感覚を働かせて学習する活動とICTを活用する活動を、学習のねらいに応じて教師が見極めて、適切かつ効果的に活用することが重要。

ICTの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
小学校音楽	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 ウ 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。
中学校音楽	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。 カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第7節 芸術 第2款 各科目 第1 音楽Ⅰ（Ⅱ・Ⅲにも同様の記載あり） 3 内容の取扱い (11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに，必要に応じて，音楽に関する知的財産権について触れるようにする。また，こうした態度の形成が，音楽文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

ICTの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第4 美術 I 2 内容 A 表現 (3) 映像メディア表現 映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想 (7) 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。 (1) 色光や視点、動きなどの映像表現の視覚的な要素の働きについて考え、創造的な表現の構想を練ること。 イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能 (7) 意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこと。 (1) 表現方法を創意工夫し、表現の意図を効果的に表すこと。 B 鑑賞 (1) 鑑賞 鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞 (7) 映像メディア表現の特質や表現効果などを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、見方や感じ方を深めること。 3 内容の取扱い (9) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第5 美術Ⅱ 2 内容 A 表現 (3) 映像メディア表現 映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想 (ア) 自然や自己，人と社会とのつながりなどを深く見つめ，映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。 (イ) 映像表現の視覚的な要素などの効果的な生かし方について考え，個性豊かで創造的な表現の構想を練ること。 イ 発想や構想をしたことを基に，創造的に表す技能 (ア) 主題に合った表現方法を創意工夫し，個性豊かで創造的に表すこと。 3 内容の取扱い (3) 内容の取扱いに当たっては，「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)までと同様に取り扱うものとする。

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第6 美術Ⅲ 2 内容 A 表現 (3) 映像メディア表現 映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想 (ア) 映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性や効果について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ること。 イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能 (イ) 主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。 3 内容の取扱い (2) 内容の取扱いに当たっては、「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)まで、「美術Ⅱ」の3の(1)と同様に取り扱うものとする。

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第7 工芸 I (Ⅱ・Ⅲに同様の記載あり) 3 内容の取扱い (8) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。 第10 書道 I (Ⅱ・Ⅲに同様の記述あり) 3 内容の取扱い (11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。